日本比較文学会東京支部規約

第1章 総 則

第1条 名 称

本支部は日本比較文学会東京支部と称する。

第2条 事務局

本支部は支部事務局を原則として支部事務局長の所属する研究機関におく。

第2章 目的および事業

第3条 目 的

本支部は会員相互の密接な連携をはかるとともに、内外の関係団体、研究者と協力しつつ、比較文 学 比較文化の研究を推進する。

第4条 事 業

本支部は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1. 総会および大会の開催
- 2. 月例研究会、講演会および公開講座などの開催
- 3. 内外の関係諸団体および研究者との学術交流
- 4. 支部会報 (ニューズレター)、支部研究報告等の発行
- 5. 支部ホームページの運営
- 6. その他必要と認められる事業

第3章 会員

第5条 資格

本支部は主に、東京およびその周辺に居住または勤務し、幹事会が支部入会を承認した日本比較文 学会会員をもって組織する。

第6条 権利・義務

会員は第4条に定める事業の案内を受け、かつ研究成果発表の機会を与えられる。また会員は、住所、勤務先などの変更が生じた場合、すみやかに本部事務局ならびに支部事務局に連絡しなければならない。

第4章 組織

第7条 役員

本支部はつぎの役員を置く。

1. 支部長 1名

- 2. 支部事務局長 1名
- 3. 幹事 若干名
- 4. 会計監査 2名
- 5. 支部に設置される諸委員会の委員長(各1名)および委員(若干名)

第8条 任 務

役員は任務をつぎのように定める。

- 1. 支部長は本支部を代表し、会務を統括する。
- 2. 幹事会は支部長、幹事、支部事務局長、各種委員会委員長によって構成され、支部長がこれを招集し、支部規約および総会の議にそって、支部運営に関わる重要事項の審議決定にあたる。
- 3. 事務局長は支部長を補佐し、必要に応じて支部長の任務を代行することができる。
- 4. 事務局長は、会計担当および若干名の事務局委員を選任して支部事務局を構成し、支部運営に関わる事務を統括する。
- 5. 幹事会は各種委員会を組織することができる。
- 6. 会計監査は支部の会計を監査する。会計監査は必要に応じて幹事会に出席できるものとする。
- 7. 支部長、支部事務局長、各種委員会委員長、事務局委員によって支部役員連絡会を構成する。支 部役員連絡会は協議・連絡機関として支部の通常活動の運営にあたる。

第9条 選 任

役員の選出方法および任期をつぎのように定める。

- 1. 支部長、幹事および会計監査は、支部会員の投票によって選出し、総会に報告する。投票の具体的な方法については、別にこれを定める。
- 2. 事務局長は、支部長の推薦を受けて幹事会が選任し、総会の承認を得る。
- 3. 各委員会は、幹事会の議を経て組織される。幹事会は、各委員会に、委員長を1名選任する。各委員会には幹事1名以上が含まれていることを原則とする。各委員会は、必要に応じて、副委員長を置くことができる。
- 4. 各委員会の委員は、必要に応じて委員長が選任する。各委員長は委員の構成を幹事会に報告しなければならない。
- 5. 支部役員の任期は2年、重任は連続して2期までを原則とする。ただし、支部大会準備委員会委員長および委員の任期は、前年度支部大会終了時より当該年度支部大会終了時までの1年間とする。
- 6. 支部長および事務局長は、本学会の会長、事務局長、および代表理事を兼務することができない。
- 7. 役員が任期中に交替した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第10条 総 会

- 1. 総会は本支部最高の決議機関であり、毎年1回、支部長がこれを招集する。ただし、支部長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。
- 2. 総会の議決は出席会員の過半数による。

第5章 会 計

第11条 経 費

本支部の経費は日本比較文学会よりの支部還付金その他の収入をもってあてる。

第12条 年 度

本支部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第13条 報 告

本支部の会計報告は会計監査の承認を得た上で、毎年1回総会で行う。

第6章 会員規約の変更

第14条

本規約の変更は総会の議決を経なければならない。

付則

本規約は1973年11月18日から施行する。

本規約は1990年10月20日から施行する。

本規約は1993年10月17日から施行する。

本規約は1994年10月15日から施行する。

本規約は1998年10月24日から施行する。

本規約は2011年10月15日から施行する。

本規約は2013年10月20日から施行する。

本規約は2015年10月18日から施行する。

本規約は2016年10月17日から施行する。

本規約は2018年10月21日から施行する。

本規約は2021年10月16日から施行する。